

令和元年 10 月 7 日

会 員 各 位

東京都行政書士会八王子支部
支部空家対策特別委員会
委員長 上田高弘

「東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」に関して

いつもお世話になっております。

昨年度に引き続き、東京都にて取り組んでおります標記事業に関し、本会空家対策特別委員会より、各支部に対し相談業務の協力要請がございましたので、支部会員の皆様に下記の通りご案内させていただきます。

記

1. 「東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」について（下記リンク参照）
同事業の事業者には東京都行政書士会を含む5者が選定されており、主な事業として以下のものを行っている。
 - ①普及啓発事業
空き家の問題について理解を深めてもらうため、知識・情報提供を行う等
 - ②相談事業
空き家の利活用等についての無料のワンストップ相談窓口の設置等

【参考】

当該事業について（東京都 WEB ページより）

www.juutakuseisaku.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/akiya_hukyu_soudan.html

2. 本件相談業務について

(1) 業務内容

空き家の利活用等について、相談者の立場に立って、下表に挙げた事項の相談業務を行い、東京都所定の報告書を作成・提出するもの。

尚、今年度の事業期間は、令和2年3月31日迄となります。

相談事項	内 容 例
相 続	権利の整理、その他相続に関する事項等
売 却	売却先、売却方法、売却に関わるリフォーム、解体、その他売却に関する事項等
賃 貸	賃貸先、賃貸方法、賃貸に関わるリフォーム、解体、有効活用、土地活用、その他賃貸に関する事項等
管 理	管理方法、管理委託、その他管理に関する事項等

(2) 対象となる相談者

- ①空き家を所有する都民（所有予定者含む）
- ②東京都に所在する空き家を所有する者（所有予定者含む）

(3) 事務処理等の流れ ⇒ 後添フロー図参照

(4) 報酬額等

相談者の同意を得た後の対面相談や現地調査1回につき、業務日当交通費7,000円または9,000円(1日の業務時間数による)を支給。但し、回数は3回まで(後添フロー図にて説明の「解決済み」に至った場合には1回分追加)。

尚、現地調査交通費は支給しないので、遠方の空家の場合には現地調査を省略する旨、相談者と協議することも可。それでも現地調査が必要となった場合、相談者に交通費を負担いただくことにつき提案してもよい。

3. 問い合わせ先

(1) 本会空家対策特別委員会

東京都のWEBページ(下記リンク参照)にある本会の「窓口の所在地等の一覧」より、「空家問題サポートセンターメンバー(空家対策特別委員会委員)事務所」を参照

http://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/akiya_hukyu_madoguchi.html

(2) 支部空家対策特別委員会

担当 上田高弘 (携帯 090-1838-7763)

メールアドレス RXL02271@nifty.com

FAX 番号 042-694-0692

以 上